

【主題】人権教育と授業改善を基盤にした生徒指導の推進

【副題】組織で進める発達支持的生徒指導へのアプローチ

【学校・団体名】滋賀県米原市立大東中学校

【役職名・氏名】校長 河地 誠

1 はじめに

令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、国・公・私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6千人、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約73万3千件、うち重大事態の発生件数が1,306件とそれぞれ過去最多、加えて、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数が397人と、生徒指導上の課題が憂慮される状況であり、これらは社会問題と認識されているところである。

一方近年、働き方改革が進み教職員の業務が可視化される中、本校では授業準備とともに生徒指導の対応は業務全体の中で大きな割合を占めその負担も大きい。

2 研究の構想

(1) 研究のねらい

令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、「課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方」が加えられ、学校は目の前の事案対応に追われることなく、これまで以上に生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を大切にし、発達支持的生徒指導が求められるようになった。そこで本校では人権教育と授業改善を基盤にした発達支持的生徒指導を展開し、学校全体の生徒指導の推進を目指す。

(2) 研究の仮説

改定生徒指導提要には、児童生徒の権利擁護の視点も加えられた。学校はこれまで以上に人権の取組と生徒指導を一体化して取り組むことが求められるようになった。

また、児童生徒の権利擁護の視点では、こども基本法の中の「個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようすること」「適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にの

つとり教育を受ける機会が等しく与えられること」「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」等の理念が明確にされており、本校では次のような諸活動を計画することとした。

(3) 研究の計画

本校では人権週間を年間2回設定している。この人権週間をこれまで以上に、教育活動の中核において取り組むこととした。

その中では、これまでのいじめバスターズ宣言の取組を踏襲するものの、やや形骸化している取組を生徒会の重要課題として位置づけ、いじめ等の今日的課題に対して生徒が主体的に取り組めるよう計画をする。

いじめ防止の取組だけでなく、不登校の対応や学校生活のルールの指導においても人権の視点を大切にした生徒指導の推進をめざしていくものである。なお、本研究には、これまで以上に様々な教育データも利活用するが、とりわけデータによる授業改善を図り、発達支持的生徒指導を推進する。

3 研究の実際

(1) いじめバスターズ宣言の原点に戻る

本校には平成26年度の生徒会が大きく改正したいじめバスターズ宣言があった。近年、ややその精神が形骸化しているようにも感じ、令和5年度1学期の人権週間では全校集会を設定した。集会では、いじめバスターズ宣言の改正に関わった当時の生徒会長に講話をいただき、生徒会による寸劇（「いじめかいじりか？」）があった。その後に、元生徒会長と現生徒会役員4名と校長の計6名によりパネルディスカッションを行った。

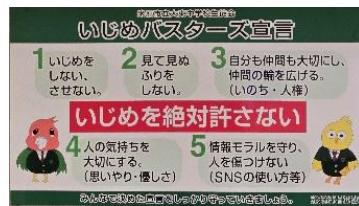
元生徒会長からは、当時の学校の様子を振り返り、生徒会が自ら立ち上がりいじめバスターズ宣言を大きく改正した経緯について話があり、当時の生徒会の行動力と自治の力に多くの生徒が驚いた。その後の「いじめかいじりか？」の寸劇も熱心に鑑賞する姿があり、最後のいじめ防止のパネルディスカッションでは、フ

ロアーからも6名の生徒が意見を述べ、いじめの問題を自分事として捉える機会となった。

この取組後に、各学級で学級いじめバスターズ宣言を取りまとめ、その内容や思いを全校集会で発表した。

(2) いじめバスターズ宣言の改正

令和5年度から2回目の人権週間では自分と学級の取組を振り返る機会とした。その内容を共有する全校集会では、当時の生徒会役員が「SNSのトラブルが増えている中、『いじめバスターズ宣言』にSNSに関する言葉を追加して、全校で意識をした方がよい」とまとめた。この言葉は生徒会が再び立ち上がるきっかけとなり、当時の2年生の新生徒会はスマホやSNSについて議論することとなる。それからの半年間、数回にわたる生徒会での議論と学級討議を経て、令和6年5月の生徒総会で10年ぶりにいじめバスターズ宣言が改正され、情報モラルについて明記された。



(3) いじめ対応の実際

いじめ防止の取組は、生徒自身が主体的に生徒会活動等を通して取り組むことは重要だが、教職員による早期発見・対処の取組も生徒の権利擁護の視点から工夫していく必要がある。下表は過去5年間のいじめの認知件数であるが、令和5年度以降増加傾向であり、令和7年度は7月末で28件を認知した。文部科学省も「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価している。」と示しており、早期発見・早期対応に努めながら、いじめ防止対策を進めていくことは極めて重要である。

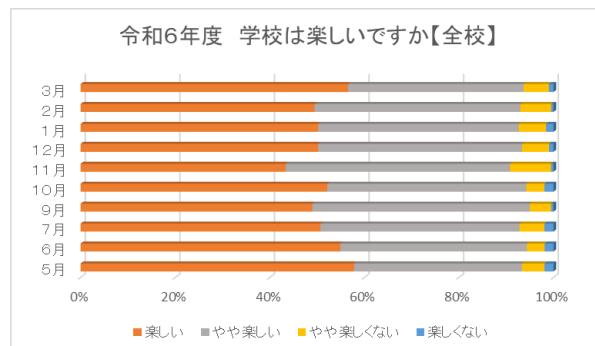
R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
13件	4件	9件	19件	19件

本校では、隔週で校内いじめ対策委員会を設定し、いじめの早期発見、その後の対応の確認を行っている。その会議が形骸化しないためにも議事録を残し、会議後に関係者で共有し、対応の徹底を図っている。本校として特に大切にしていることは、認知したいじめのその後の確認である。いじめを認知して一定の対応後に、違う問題にすり替わることも多く、本校では3ヶ月後の解消確認までしっかりと組織で見届けている。ま

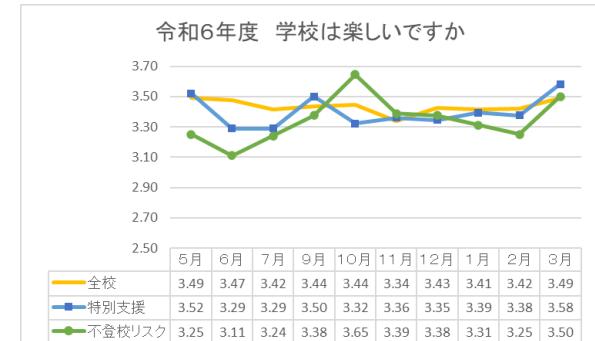
た、解消2要件を確認するだけでなく、いじめを受けた生徒もしてしまった生徒にもその後に「成長支援」をすることが教職員の本分と考え、重点的に取り組んでいる。なお、スクールカウンセラーは毎回の会議への出席が難しい中、議事録は随時共有し、支援に生かしてもらっている。

(4) 不登校の未然防止と対応

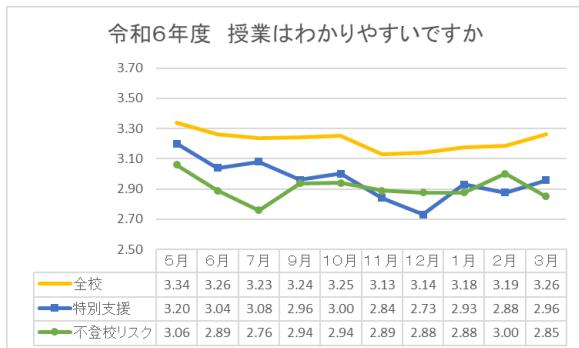
本校では、令和5年度から毎月、タブレットを使って学校満足度アンケートを行い、分析結果を教育活動に生かしている。毎月、「学校は楽しいですか」と「授業はわかりやすいですか」の2つを4件法で尋ねている。下のグラフが令和6年度の「学校は楽しいですか」の推移である。



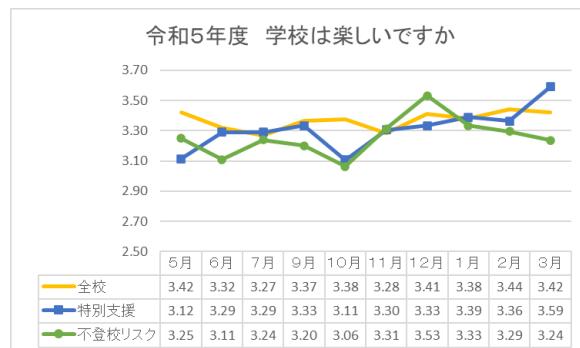
このグラフからも全校的な状況はわかるものの不登校の未然防止や魅力ある学校づくりに生かすのは難しい。そこで、「特別支援グループ」と「不登校リスクグループ」を抽出し、データ化したのが、次のグラフである。なお、「特別支援グループ」は、個別の教育支援計画・個別の指導計画により支援をしている生徒であり、令和6年度は32名（全体の13%）を占めた。また、「不登校リスクグループ」は、前年度までに年間15日以上欠席した生徒と別室登校している生徒に毎月の月例報告において月7日以上欠席している生徒を随時追加し、令和6年度は33名（全体の14%）を占めた。この「特別支援グループ」と「不登校リスクグループ」の推移を全体と比較し、学校全体の取組を推進することで、真に魅力ある教育活動が仕組め、不登校の未然防止につながるものと考えている。なお、令



和7年度は「特別支援グループ」が43名(全体の17%)、「不登校リスクグループ」が45名(全体の18%)となり、困難な環境にある生徒は年々増加しており、その生徒を中心においた学校経営の重要性が増している。



このようにデータに基づく生徒指導を推進している中、年度途中の取組の変更もあった。下のグラフは令和5年度のものであるが、10月に「特別支援グループ」と「不登校リスクグループ」の平均が全校の平均と比べ大きく下回った。



この時期には、体育大会と文化祭があり、学校が一番楽しい時期だと多くの教職員が認識し、取組に励んでいたわけだが、データは逆を示した。また、結果的にこの年の10月と11月はのべ欠席者数が令和3年度以降、一番多かった月でもあった。これまでから不登校の早期対応のためにケース会議を行ってきたが、教職員も行事の取組で忙しい時期であり、日時とメンバーを指定するケース会議の開催が困難となり、校長室のホワイトボードで「ケース検討」という新たな手法で不登校支援をするようにした。具体的には、月7日欠席する等、欠席が気になってきた生徒に対して、校長自ら「本日から〇〇のケース検討をします。情報もった先生は空き時間に校長室へ来てください」と連絡をする。養護教諭や担任や前年度の担任、部活動で深い関わりのある教員等が都合のよい時間に校長室に来て、ホワイトボードに情報を羅列する。教職員の情報が網羅できた段階で、最後は関係者で集まり、見立てと手立てを考えるわけだが、立ち話で行っている。情

報の整理から最後の立ち話まで、1日で終了することもあるが3～4日かかることもあつた。なお、このホワイトボードのケース検討

のデータは事後に画像として全教職員で共有している。

(5) 団結から包摶を大切にする学級経営と行事

前述した令和5年10月の「学校は楽しいですか」のデータの落ち込みから令和6年度の行事の際には、ねらいを変更し取り組んだ。これまで体育大会や文化祭では、行事を通して学級の団結力を高める取組をしていた。しかしながらデータが示すように、「団結、団結」と叫べば叫ぶほど、支援を要する生徒や不登校のリスクある生徒にとると学校は楽しい場ではなくなってしまう。そこで、翌年度は年度初めから「寛容」な集団づくりを目指すことと行事の際には、団結でなく包摶するような取組を目指すべく、学級活動を行った。その結果、先に示したグラフにあるように「特別支援グループ」と「不登校リスクグループ」の「学校は楽しいですか」は大きく改善した。(4)と(5)の取組はまだまだ改善の余地はあるものの月7日以上の欠席者数を抑制し、年間の不登校者数も令和5年度12人(4.9%)、令和6年度13人(5.4%)であり、令和5年度の全国7.0%と滋賀県6.2%の在籍率を下回る結果となっている。

(6) 学習権に関する取組

平成28年12月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律をより具体化した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」では、「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」とあり、不登校生徒への学習保障は極めて重要な課題である。また、すべての生徒の学習権を保障していくことは、学校教育の根幹でもある。本校では、前述の「授業はわかりやすいですか」のデータをもとに、随時の授業改善に努めてきた。また、第Ⅲ期学ぶ力滋賀プランでは3つの視点が示されているが、本校では3年間で約8歳教諭の平均年齢が下がり、「学びを支え合う集団づくり」に特化して校内研究とOJTを一体化して取り組んでいるところである。



本校では不登校生徒の学習支援は、既存の考えに固執することなく取り組んでいる。その結果、教育支援センターやフリースクールという学校外の支援だけでなく、自宅においては民間ICT教材の活用や授業配信の視聴をしている生徒もいる。また、校内教育支援センターとして別室を運営しているが、自学自習で取り組んでいる者もおれば、別室で教室の授業配信を視聴する者もいる。また、図書館での読書活動も学習活動として位置づけ柔軟な対応ができるよう体制整備に努めている。中には、保護者と一緒に登校するのがやっとの生徒もあり、車から降りずに『(本校での通称)ドライブスルー登校』で担任と話をするケースもある。これらも前述したケース検討の結果、手立てとして取り組んでいることであり、すべての生徒を学びにアクセスすることと、支援が行き届かない生徒を0にすることを目標にしている。

(7) 人権週間の取組

令和6年度入学生は、小学校時代に厳しいいじめ事案が数件あり、その解決がなされないまま入学した。そこで令和6年5月には、25年前にいじめにより娘さんをなくされた小森美登里さん(NPOジェントルハートプロジェクト)に講演いただき、いじめは命の問題であることを押さえてもらった。



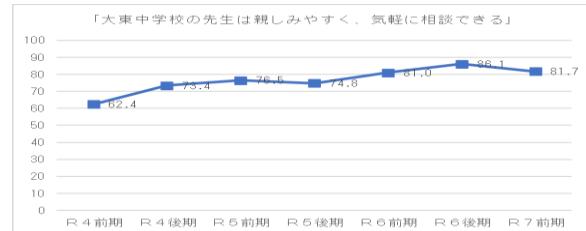
翌年5月にはメディアリテラシーをテーマに下村健一さん(光村図書・小学5年国語教科書「想像力のスイッチを入れよう」の執筆者)に講演いただいた。本校としては生徒会がいじめバスターズ宣言を改正し、よりSNS等の問題を深く考えていくべき時期の中での学びとなった。

これらの取組が奏功し、令和6年度入学生の大きいいじめ事案の一つは無事解消し、本人は笑顔で学校生活を送り、保護者の苦情の訴えはなくなった。また、メディアリテラシーの講演を受けて、現在、生徒会では「大東中学校スマホ10ヶ条」を検討中である。

(8) SOSの出し方に関する教育について

本校では生徒の声を大切にした教育活動を展開している。生徒会活動では、全校生徒に意見表明権があることを、生徒会役員には全校生徒の声を拾い活動することを指導している。また、校長室も昼休み開放して、

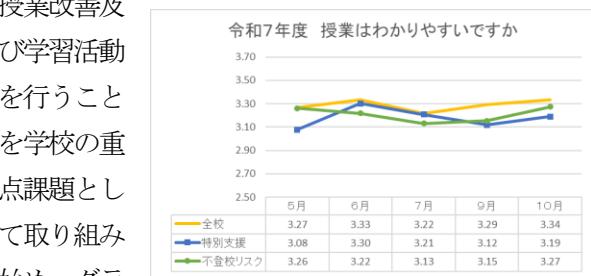
生徒の声に耳を傾けている。もちろん、各教員は生活ノートや教育相談の取組にも熱心に取り組んでいる。下のグラフは、生徒アンケート「大東中学校の先生は親しみやすく、気軽に相談できる」の肯定的回収の結果であるが、教職員の受け止める力を高めていくことは重要と考える。



4まとめにかかえて

本校では、様々な教育データを活用している。また、取組をデータにより検証する努力もしてきた。これらの取組はまだ道半ばであり、先行研究等も参考にしていく必要があるが、データを活用することにより、組織的対応は確実に進んだ。今後も教職員の協働性と同僚性を高めることをねらいデータの活用をしていくたい。

今年度は、個別の支援計画・指導計画のある生徒と不登校リスクの生徒の状況を多面的・多角的に把握し、授業改善及び学習活動を行うことを学校の重点課題として取り組み始め、グラフにあるように現在のところ奏功している。



最後に改訂生徒指導提要にある発達支持的生徒指導の推進はすべての教職員の参画なしには難しい。校長のリーダーシップは重要であり必要条件であるが、例えば本校の生徒指導情報の共有は生徒指導主事の発案で、すべてサーバー上で行うようになった。また、中堅教員が若手教員を育てる雰囲気も醸成され、この8月には自発的にOJT研修を仕組む教員がいた。これらの動きが十分条件になりうる。今後は、様々な取組をボトムアップ的に計画することも重要と考える。

本研究は、若手教員が増加する学校現場において、いかに組織で生徒指導を、とりわけ人権と授業改善の視点で発達支持的生徒指導の推進をしていく一つのモデルであり、今後更なる実践を積み重ねていきたい。